



鷹巣阿仁地域 合併協議会だより

2004年(平成16年)9月1日発行

第7号



新市の福祉事業で

活発な議論

8月6日、鷹巣阿仁広域交流センターで、第9回合併協議会が開催されました。

協議会では、継続協議となっていた協議案件を含め、13件の協議事項について話し合われました。



目次

○第9回合併協議会 …………… 2～4

第9回 協議会報告

平成16年8月6日、鷹巣阿仁地域広域交流センターで、第9回合併協議会が開催され、13件の協議事項について話し合いが行われました。その他、協議第56号として、その他の事業（病院事業）が提案されました。

それぞれの結果は次のとおりです。

協議第45号

障害者福祉事業について

調整内容

- 一、法律、国の制度、県の制度等に基づくものは、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 二、現在、1町しか実施していない事業（補助事業、単独事業問わず）については、合併時までに調整を図る。
- 三、障害者計画の策定については、新市において速やかに策定委員会を設け、新たに策定する。

「障害者福祉事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第46号

高齢者福祉事業について

調整内容

高齢者福祉事業の各制度について

では、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。

一、国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。

二、国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図る。

- (1) 合併時まで調整を図るもの。
- (2) 新市において調整を図るもの。

「高齢者福祉事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第47号

児童福祉事業について

調整内容

- 一、公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 二、保育料については、合併時に統一を図る。
- 三、国又は、県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

四、すこやか育児手当については、合併時までに調整を図る。

「児童福祉事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第48号

その他福祉事業について

調整内容

〈社会福祉協議会〉

一、社会福祉協議会については、社会福祉協議会の合併の動向により、速やかに調整を図る。

二、委託事業については、社会福祉協議会を含む民間等が独自で事業所指定を受け事業展開できる事業（支援費制度及び介護保険制度によるホームヘルプ事業、デイサービス事業等）は、独自に事業所指定を受けるよう求め、合併後の委託事業とはしない方向で調整を図る。

三、社会福祉協議会の負担金・補助金については、統一した算定基準を設け、合併後の財政計画等を踏まえながら速やかに調整を図る。

四、事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〈乳幼児福祉医療事業〉
乳幼児福祉医療事業（町単独事業分）については、合併時までに調整を図る。

「その他福祉事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第49号

保健衛生事業について

調整内容

一、老人保健事業等については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。

二、母子保健事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。

三、予防接種事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。

四、健康日本21地方計画については、新市移行後速やかに新市の計画を策定する。

五、へき地医療支援業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一定期間を置いて医療受診困難地区の再検討を行い統一を図る。

六、住宅当番医制事業については、新市に引き継ぎ、参加医療機関については、移行後速やかに調整する。

七、阿仁町立病院及び合川町国民健康保険診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図る。

「保健衛生事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第50号

農林水産関係事業について

調整内容

- 一、農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 二、農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において速やかに新たな農業振興地域整備計画を策定する。
- 三、農業融資制度については、農業経営基盤強化資金（スーパーシ）は鷹巣町の例による。
その他の資金は現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 四、生産調整関係事業については、合併時にまでに調整する。
- 五、林業関係事業については、現行内容を基準に新市において調整する。
- 六、畜産関係事業については、家畜防疫事業は合併時まで調整する。
- 七、土地改良事業については、継続中の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 八、内水面漁業振興については、

現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。

「農林水産関係事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第51号

都市計画関係事業について

調整内容

- 一、市町村都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、新市の上位計画策定後調整する。
- 二、都市計画審議会については、合併時にまでに再編する。
- 三、都市計画区域及び用途地域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、新市の都市計画マスタープランに基づき調整する。

「都市計画関係事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第52号

建設関係事業について

調整内容

- 一、町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、市道の認定基準については、合併時にまでに調整する。
- 二、除雪体制については、現行の

のとおり確認されました。

協議第55号

社会教育事業について

調整内容

- 一、社会教育事業（1）
社会教育事業については、次の区分により調整を図る。
一、現行のとおり新市に引き継ぐもの。
二、合併時に調整するもの。
三、新市において調整するもの。

社会教育事業（2）

- 一、体育指導委員及び体育団体については、新市において統合できよう調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。
- 二、大会補助金については、新市において調整を図る。
- 三、スポーツ賞の表彰については、新市において統一して実施する。
- 四、スポーツイベントについては、新市において統一して実施できよう調整を図る。
- 五、国民体育大会競技については、現行のとおり新市に引き継ぎ、国体準備室は合併時に統合する。

「社会教育事業について」は、提案のとおり確認されました。

とおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。
三、道路占用料は、合併時に道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。
四、公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。

「建設関係事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第53号

学校の通学区域について

調整内容

町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

「学校の通学区域について」は、提案のとおり確認されました。

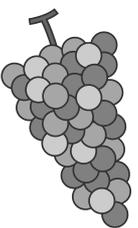
協議第54号

学校教育事業について

調整内容

- 学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。
- 一、現行のとおり新市に引き継ぐもの。
 - 二、合併時まで調整するもの。
 - 三、新市において調整するもの。

「学校教育事業について」は、提案



消防団の取扱いについて

調 整 内 容

- (消防団の組織)
- 一、消防団については、合併時に統合する。
 - 二、組織については、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。
- (報酬等)
- 一、報酬については、鷹巣町の例による。
 - 部長については、30,000円とする。
 - 二、水火災、警戒の出動手当については、2,000円、訓練の出動手当は、4,000円、山岳搜索の手当については、5,000円とする。
 - 三、その他の手当については、合併時までに調整する。
- (退職年齢)
- 退職年齢については、団長、副団長は年齢制限なし、任期2年とする。ただし、再任は妨げない。支団長以下は65歳とする。
- (消防団の施設・設備)
- 一、消防団の施設、設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (消防団の諸行事)
- 一、消防団の諸行事については、新市において調整を図る。

前回協議の際に意見がありました分団の取扱いについては、「合併後、段階的に再編すること」で確認されました。

協議第44号(継続協議)

新市まちづくり計画について

新市まちづくり計画については、北秋田地域振興局及び県合併支援室との協議で一部修正と、「新市まちづくりプロジェクト事業」の「安心、安全環境創出プロジェクト」に「地域医療体制強化プロジェクト」を追加提案し、確認されました。



●鷹巣阿仁地域季節スナップ
森吉山では、今、エゾオヤマノリンドウなどの花が可憐に咲いています。

8月24日に森吉町コミュニティセンターで開催された第10回合併協議会は、案件を協議しないまま散会となりました。

聴く 協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付けしてください。

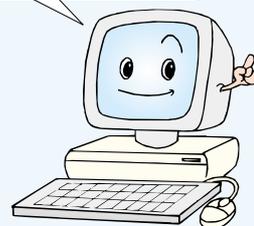
尚、会場の規模等により傍聴できる人数を制限する場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。



見る 会議資料等が閲覧できます

開催された協議会の会議資料や、会議録が閲覧できます。ご希望の方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町各合併担当課窓口までお越し下さい。また、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページでも公開されていますのでご覧下さい。

ホームページも
ご覧下さい。



ホームページアドレス
<http://www.takaa.jp>

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp